

- 【問 16】 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならないが、この規定は、妊娠中の女性であって管理監督者に該当するものにも適用される。
- 【問 17】 妊娠中の女性は、労働基準法第65条第3項による軽易な業務への転換の請求及び同法第66条第3項による深夜業をさせないことの請求のいずれか一方又は双方を同時に行うことができる。
- 【問 18】 賞与の対象期間の出勤率が90%以上であることを賞与の支給要件とする就業規則の規定における出勤率の算定に当たり、労働基準法第65条の定める産前産後休業等を出勤日数に含めない取扱いについて、「労働基準法65条〔等〕の趣旨に照らすと、これにより上記権利〔産前産後休業の取得の権利〕等の行使を抑制し、ひいては労働基準法等が上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる場合に限り、【A】として無効となる」とするのが最高裁判所の判例である。

妊産婦の時間外労働の制限 [66条]

- 【問 19】 労働基準法施行規則において、使用者は、労働者に、いわゆる1か月単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、1年単位の変形労働時間制又は一週間単位の変形労働時間制により労働させる場合には、育児を行う者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない旨規定されている。
- 【問 20】 使用者は、すべての妊産婦について、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならない。
- 【問 21】 使用者は、労働基準法第66条第2項の規定に基づき、妊産婦が請求した場合においては、同法第33条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。
- 【問 22】 使用者は、労働基準法第66条第2項の規定により、妊産婦が請求した場合においては、同法第33条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、時間外労働又は休日労働をさせてはならないが、この第66条第2項の規定は、同法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある妊産婦にも適用される。

【問 3】 次の文中の【 】の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所は、労働者が長期かつ連続の年次有給休暇の時季指定をした場合に対する、使用者の時季変更権の行使が問題となった事件において、次のように判示した。
「労働者が長期かつ連続の年次有給休暇を取得しようとする場合においては、それが長期のものであればあるほど、使用者において代替勤務者を確保することの困難さが増大するなど【A】に支障を来す蓋然性が高くなり、使用者の業務計画、他の労働者の休暇予定等との事前の調整を図る必要が生ずるのが通常である。[…（略）…]労働者が、右の調整を経ることなく、その有する年次有給休暇の日数の範囲内で始期と終期を特定して長期かつ連続の年次有給休暇の時季指定をした場合には、これに対する使用者の時季変更権の行使については、[…（略）…]使用者にある程度の【B】の余地を認めざるを得ない。もとより、使用者の時季変更権の行使に関する右【B】は、労働者の年次有給休暇の権利を保障している労働基準法39条の趣旨に沿う、合理的なものでなければならぬのであって、右【B】が、同条の趣旨に反し、使用者が労働者に休暇を取得させるための状況に応じた配慮を欠くなど不合理であると認められるときは、同条3項〔現5項〕ただし書所定の時季変更権行使の要件を欠くものとして、その行使を違法と判断すべきである。」
- 2 産前産後の就業について定める労働基準法第65条にいう「出産」については、その範囲を妊娠【C】以上（1 か月は28日として計算する。）の分娩とし、生産のみならず死産も含むものとされている。
- 3 労働安全衛生法第28条の2では、いわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する【D】（第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による【D】を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。
- 4 労働安全衛生法第65条の3は、いわゆる労働衛生の3管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の【E】に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

— 選択肢 —

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 4 か月 | ② 5 か月 |
| ③ 6 か月 | ④ 7 か月 |
| ⑤ 一方的決定 | |
| ⑥ 危害を防止するための法基準の遵守状況 | |
| ⑦ 危険性又は有害性等 | ⑧ 健康 |
| ⑨ 合理的変更 | ⑩ 災害事例における原因 |
| ⑪ 災害に関する統計情報 | ⑫ 作業能力 |
| ⑬ 作業に関する要望 | ⑭ 裁量的判断 |
| ⑮ 事業の正常な運営 | ⑯ 専権的配分 |
| ⑰ 体格 | ⑱ 繁忙期の人員の配置 |
| ⑲ 労働時間の適切な管理 | ⑳ 労働者の安全配慮義務 |

2 特定機械等以外の機械等

【1】譲渡等の制限

- ① 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの等のうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

対象となる機械等（主なもの）（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）

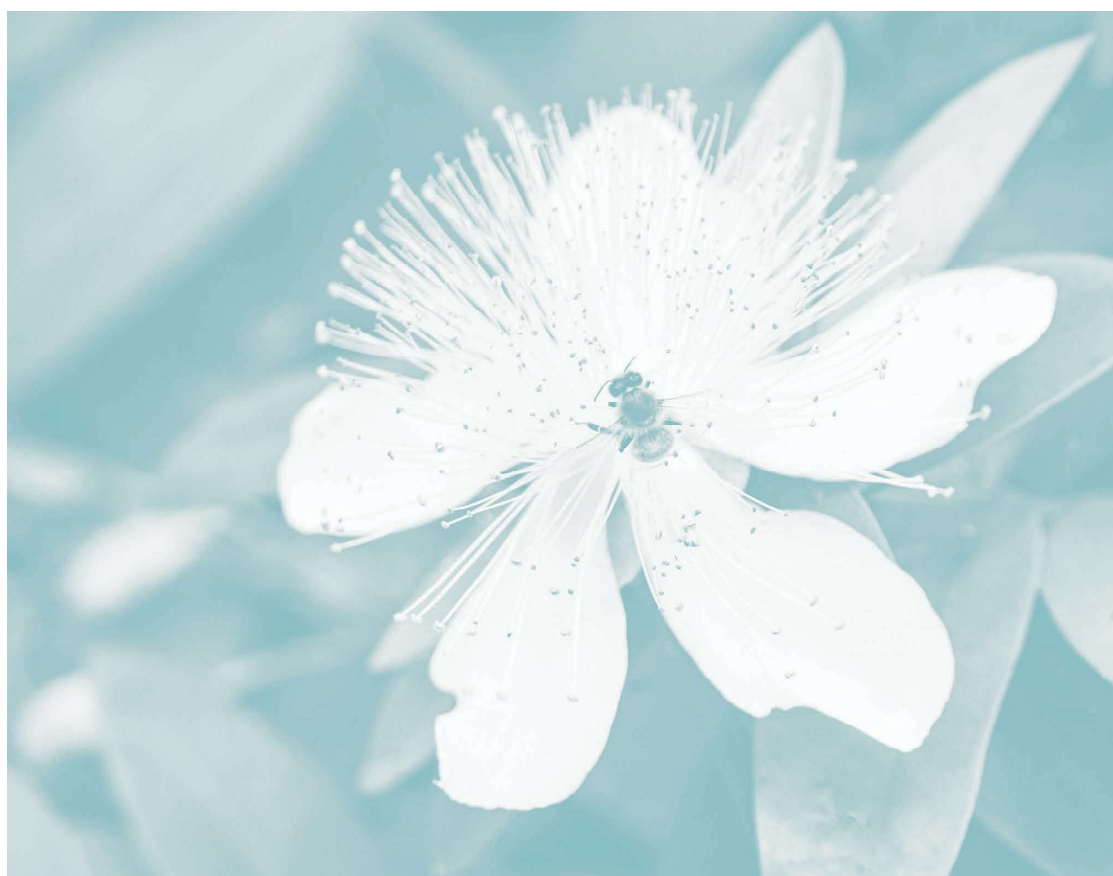
- ①プレス機械又はシャワーの安全装置、②クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置、③防じんマスク（ろ過材又は面体を有していないものを除く。）、④防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用防毒マスクその他厚生労働省令で定めるもの以外のものを除く。）、⑤木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置、⑥フォークリフト、⑦小型ボイラー（一定のものを除く。）、⑧第2種圧力容器、⑨潜水器、⑩墜落制止用器具、⑪チェーンソー（一定のものに限る。）、⑫保護帽、⑬電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外のものを除く。）、等

- ② 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に一定の防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

一問一答チェック		
	問題	解答・解説
1	動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に一定の防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。	○

労災保険

介護(補償)等給付 の請求手続



障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金の受給者のうち、障害等級・傷病等級が第1級の方（すべて）と第2級の「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している方が、現に介護を受けている場合、介護補償給付（業務災害の場合）、複数事業労働者介護給付（複数業務要因災害の場合）または介護給付（通勤災害の場合）が支給されます。

支給の要件

- 1 一定の障害の状態に該当すること。

介護（補償）等給付は、障害の状態に応じ、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分されます。常時介護、随時介護を要する障害の状態は、次のとおりです。

	該当する方の具体的な障害の状態
常時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する（障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号） ② { <ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明するとともに、障害または傷病等級第1級・第2級の障害を有する ・両上肢および両下肢が亡失又は用廃の状態にある など①と同等度の介護を要する状態である
随時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する（障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号） ② 障害等級第1級または傷病等級第1級に該当し、常時介護を要する状態ではない

- 2 現に介護を受けていること。

民間の有料の介護サービスなどや親族または友人・知人により、現に介護を受けていることが必要です。

- 3 病院または診療所に入院していないこと。^(注)

- 4 介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設（生活介護を受けている場合に限る）、特別養護老人ホームまたは原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所していないこと。^(注)

(注) これらの施設に入所している間は、施設において十分な介護サービスが提供されているものと考えられることから、支給対象とはなりません。

給付の要件

介護(補償)等給付の支給額は、次のとおりです。(令和6年4月1日現在。)

(1) 常時介護の場合

- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、
介護の費用として支出した額(ただし、177,950円を上限とします)が支給されます。
- ② 親族または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として81,290円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が81,290円を下回る場合には、一律定額として、81,290円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が81,290円を上回る場合には、その額が支給されます。
(ただし、177,950円を上限とします)

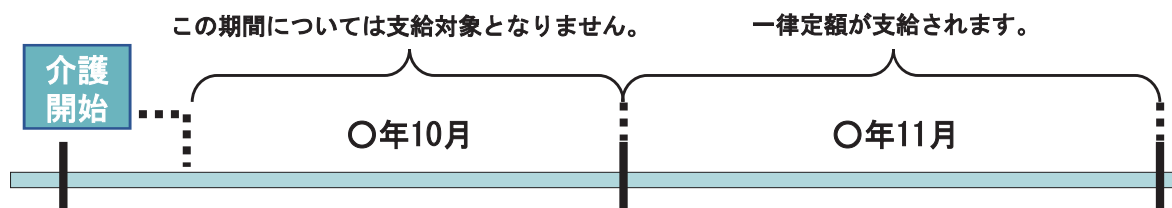
(2) 随時介護の場合

- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、
介護の費用として支出した額(ただし、88,980円を上限とします)が支給されます。
- ② 親族または友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として40,600円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が40,600円を下回る場合には、一律定額として、40,600円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が40,600円を上回る場合には、その額が支給されます。
(ただし、88,980円を上限とします)

また、月の途中から介護が開始された場合は、次のとおりとなります。

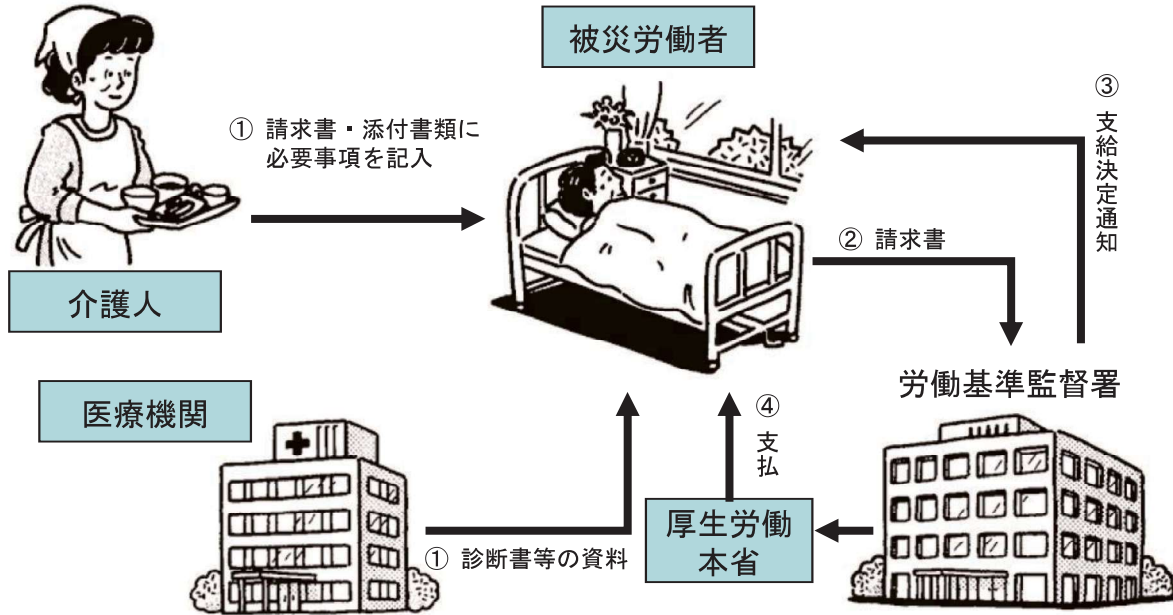
- I 介護費用を支払って介護を受けた場合→上限額の範囲で介護費用が支給されます。
- II 介護費用を支払わないで親族または友人・知人から介護を受けた場合→介護開始の月は支給されません。

(例) 令和○年10月の途中から親族などにより介護を受けはじめた場合



この場合も、請求書の「請求対象年月」欄には、介護を開始した月(この例では令和○年10月分)についても記入してください。

請求の手続き



介護(補償)等給付を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に、「介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書」(様式第16号の2の2)を提出してください。

● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	医師または歯科医師の診断書
介護の費用を支出している場合	費用を支出して介護を受けた日数と費用の額を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

なお、傷病(補償)等年金の受給者および障害等級第1級3号・4号または第2級2号の2・2号の3に該当する方については、診断書を添付する必要はありません。

また、継続して2回目以降の介護(補償)等給付を請求するときにも、診断書は必要ありません。

介護(補償)等給付の請求は、1か月ごとが一般的ですが、3か月分をまとめて請求しても差し支えありません。

請求に関する時効

介護(補償)等給付は、介護を受けた月の翌月の1日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

請求書記入例

様式第16号の2の2(表面) 労働者災害補償保険 介護補償給付支給請求書

標準字体 アカサタナハマヤラフ
 01234 イキシチニヒミリン
 56789 ウクスツヌフムユル
 エケセテネハメレ
 オコトノホモコロ カハハ

※ 領票種別 35290

(注意) 一、記入枠の部分が、必ず黒のボールペンで明瞭に記載してください。二、記入枠の部分が、必ず黒のボールペンで明瞭に記載してください。三、記入枠の部分が、必ず黒のボールペンで明瞭に記載してください。

⑤ 年令証番号 113919900

(イ) 氏名(カタカナ) 厚学 太郎

住所 千代田区霞が関 1-2-2

⑦ 請求対象年月 90306

⑧ 介護を受けた日数 9030712

⑨ 支出した費用の額 72900

⑩ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑪ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑫ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑬ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑭ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑮ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑯ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑰ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑱ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑲ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑳ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉑ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉒ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉓ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉔ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉕ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉖ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉗ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉘ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉙ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉚ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉛ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉜ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉝ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉞ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉟ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊱ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊲ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊳ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊴ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊵ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊶ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊷ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊸ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊹ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊺ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊻ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊼ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊽ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊾ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊿ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

① 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

② 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

③ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

④ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑤ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑥ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑦ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑧ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑨ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑩ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑪ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑫ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑬ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑭ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑮ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑯ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑰ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑱ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑲ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

⑳ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉑ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉒ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉓ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉔ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉕ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉖ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉗ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉘ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉙ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉚ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉛ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉜ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉝ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉞ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㉟ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊱ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊲ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊳ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊴ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊵ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊶ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊷ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊸ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊹ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊺ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊻ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊼ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊽ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊾ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

㊿ 介護に要した費用の額の証明書の提出状況

令和3年9月4日

住所 千代田区霞が関 1-2-2

請求人の 氏名 厚学 太郎

春日部 労働基準監督署長 殿

[介護の事実に関する申立て] 私は、上記(リ)及び(ヌ)のとおり介護に従事したことを申し立てます。

住所 千代田区霞が関 1-2-2 氏名 厚学 花子 電話番号 00-0000-0000
 千代田区九段南 0-0-0 氏名 労働 恵子 電話番号 00-0000-0000

受給している年金の口に✓を付すとともに、等級を記入してください。

あなたの年金証書の番号を記入してください。なお、まだ年金証書を受け取っていない方は記入不要です。

介護(補償)等給付の支給を請求する年月について記入してください。

請求する年月のうち、費用を支払って介護を受けた場合のみ、その日数と要した費用を記入してください。なお、費用を支払っていない場合には記入不要です。

機械で読み取るため、算用数字で記入してください。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求者本人の口座番号を記入してください。

●ゆうちょ銀行口座(記号・番号)を指定する場合、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。

(例)番号が1234561の場合、01234561となります。

記号(5桁) 番号(8桁)
 1|x|x|x|x|0|0|1|2|3|4|5|6|1
 ↑
 [0]を加えてください。

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。

※預(貯)金の種別は「1」としてください。

あなたに対して介護をした方について、氏名、生年月日、続柄、介護期間(介護を行った最初の日と最終の日)、介護を行った日数を記入し、区分について該当するものに○をつけてください。

なお、区分がハ、二の場合については、氏名、生年月日、続柄の記入は不要です。

親族または友人・知人により介護を受けた場合には、介護をした方の申立てが必要となります。

介護をした方に住所、氏名、電話番号の記入をお願いしてください。

6 外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）

（外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況）

①	外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、最高の数値を更新した。	
②	産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の26.0%となっている。	
③	国籍別の状況	
	労働者数が多い上位3か国	
	・ベトナム	570,708人（外国人労働者全体の24.8%）
	・中国	408,805人（同 17.8%）
	・フィリピン	245,565人（同 10.7%）
④	在留資格別の状況	
	労働者数が多い上位3資格	
	・専門的・技術的分野の在留資格	718,812人（外国人労働者全体の31.2%）
	・身分に基づく在留資格	629,117人（同 27.3%）
	・技能実習	470,725人（同 20.4%）
⑤	都道府県別の状況	
	労働者数が多い上位3都道府県	
	・東京	585,791人（外国人労働者全体の25.4%）
	・愛知	229,627人（同 10.0%）
	・大阪	174,699人（同 7.6%）

資料出所 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ（令和6年10月末現在）

7 令和5年外国人雇用実態調査

この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、前職に関する事項等についてその実態等を産業別、在留資格別等に明らかにすることを目的として、初めて実施したものである。

本調査は、雇用保険被保険者5人以上で、かつ、外国人労働者を1人以上雇用している全国の事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者を対象にしており、調査客体として抽出された9,450事業所のうち有効回答を得た3,534事業所及び11,629人について集計したものである（令和6年12月26日公表）。

【事業所調査】

（外国人労働者を雇用する理由）

外国人労働者を雇用する理由をみると、「労働力不足の解消・緩和のため」が最も多く64.8%となっており、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が56.8%、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が18.5%、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が16.5%となっている。

（外国人労働者の雇用に関する課題）

外国人労働者の雇用に関する課題をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も多く44.8%となっており、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が25.4%、「在留資格によっては在留期間の上限がある」が22.2%、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」が19.6%となっている。

7 社会保障協定の締結

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に参加し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。現在、23か国との間で協定が発効しており、トルコ、ポーランド、ベトナム、タイ及びノルウェーとの間で協定の締結に向けた交渉又は協議を行っている。

8 医療保険制度改革の推進

我が国は、国民皆保険制度の下で世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現してきた。一方で、今後を展望すると、いわゆる団塊の世代が2025（令和7）年までに全て75歳以上となり、また、生産年齢人口の減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える中で、人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、全ての世代が公平に支え合い、持続可能な社会保障制度を構築することが重要である。

こうした状況を踏まえ、給付と負担のバランスを確保しつつ、現役世代の負担上昇の抑制を図り、増加する医療費を全ての世代が能力に応じて公平に支え合う観点から、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を、2023（令和5）年の通常国会に提出し、同年5月に法案が成立した。今回の医療保険制度改革の主な内容は下記(1)から(3)までである。

(1) こども・子育て支援の拡充

1 出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入

出産に要する経済的負担の軽減を目的とする出産育児一時金については、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用が全て賄えるよう、2023（令和5）年4月より、42万円から50万円に大幅に増額した。この出産育児一時金に要する費用は、原則として現役世代の被保険者が自ら支払う保険料で負担することとされているが、後期高齢者医療制度の創設前は、高齢者世代も、出産育児一時金を含め、こどもの医療費について負担していた。また、生産年齢人口が急激に減少していく中で、少子化をめぐって、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況にある。

このため、今般、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを2024（令和6）年度から導入することとした。

2 国民健康保険における産前産後期間の保険料免除

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、2024年1月から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を公費により免除する措置を新たに講じている。

(2) 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

1 後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し

高齢者人口は2040（令和22）年をピークに増え続け、特に、2025（令和7）年までに団塊の世代が全て後期高齢者となる。後期高齢者の保険料が、後期高齢者医療制度の創設以来1.2倍の伸びに止まっているのに対し、現役世代の負担する支援金が1.7倍になっている状況を

も増大しており、2000年度の約3.6兆円から、2022（令和4）年度には約11.4兆円となり、高齢化が更に進行する2040（令和22）年には約25.8兆円になると推計されている。また介護費用の増大に伴い、制度創設時に全国平均3,000円程度であった介護保険料は、第8期介護保険事業計画期間（2021（令和3）年度から2023年度）においては、全国平均6,014円になっており、2040年には約9,200円になると見込まれている。

また、いわゆる団塊ジュニア世代の全員が65歳以上となる2040年頃を見通すと、85歳以上人口が急増し、認知機能が低下した高齢者や要介護高齢者が更に増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

さらに、都市部と地方では高齢化の進み方が大きく異なるなど、これまで以上にそれぞれの地域の特性や実情に応じた対応が必要となる中で、このような社会構造の変化や高齢者のニーズに応えるために、「地域包括ケアシステム^{*}」の深化・推進を目指している。

こうした中で、「介護保険制度の見直しに関する意見」（2022年12月社会保障審議会介護保険部会）等を踏まえ、第211回通常国会において「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括支援センターの体制整備、介護サービス事業所等の生産性向上に向けた取組みの強化等について2024年度から順次施行している。

^{*}「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいい、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となる。